

セグラ[®]の関連法規

低圧接触電線に係る電気設備技術基準

●関連条項 第173条…低圧接触電線の施設
第189条…遊戯用電車の施設

場所	項 目	碍子引き工事（剛体トロリー、裸トロリーなど）		絶縁トロリー工事（セグラ）									
		展開した場所	点検できる隠蔽場所										
屋 内	床面上の高さ	3.5m以上		展開した場所または点検できる隠蔽場所に施設すること 同上									
	建造物との離隔距離	<table><tr><td>上方において</td><td>2.3m以上</td></tr><tr><td>側方において</td><td>1.2m以上</td></tr></table>	上方において		2.3m以上	側方において	1.2m以上						
	上方において	2.3m以上											
	側方において	1.2m以上											
	電線の太さ	<table><tr><td>使用電圧300V以下の場合</td><td>直径3.2mmの硬銅線または、これと同等以上の強さのあるもので断面積が8mm²以上のもの</td></tr><tr><td>使用電圧 300V を超える場合</td><td>直径6mmの硬銅線または、これと同等以上の強さのあるもので断面積が28mm²以上のもの</td></tr></table>		使用電圧300V以下の場合	直径3.2mmの硬銅線または、これと同等以上の強さのあるもので断面積が8mm ² 以上のもの	使用電圧 300V を超える場合	直径6mmの硬銅線または、これと同等以上の強さのあるもので断面積が28mm ² 以上のもの	断面積が28mm ² 以上の銅、亜鉛めっき銅など（JIS C 3711）					
	使用電圧300V以下の場合	直径3.2mmの硬銅線または、これと同等以上の強さのあるもので断面積が8mm ² 以上のもの											
	使用電圧 300V を超える場合	直径6mmの硬銅線または、これと同等以上の強さのあるもので断面積が28mm ² 以上のもの											
	支持点の構造	各支持点において堅ろうに固定して施設するものを除き、その両端を耐張碍子装置により堅ろうに引き留めること		各支持点において堅ろうに固定して施設する									
	支持点の距離	<table><tr><td>水平配列で28cm以上または、その他の配列で40cm以上の電線相互間の距離の場合</td><td>12m以下</td></tr><tr><td>上記以外および剛体トロリーの場合</td><td>6m以下</td></tr></table>	水平配列で28cm以上または、その他の配列で40cm以上の電線相互間の距離の場合	12m以下	上記以外および剛体トロリーの場合	6m以下	たわみ難い導体を使用すること（例、剛体トロリー） <table><tr><td>断面積1cm²以上</td><td>2.5m以下</td></tr><tr><td>断面積1cm²未満</td><td>1.5m以下</td></tr></table>	断面積1cm ² 以上	2.5m以下	断面積1cm ² 未満	1.5m以下	<table><tr><td>断面積500mm²未満の場合</td><td>2m以下※1</td></tr></table> ※1.屈曲半径が3m以下の曲線部分では1m以下	断面積500mm ² 未満の場合
水平配列で28cm以上または、その他の配列で40cm以上の電線相互間の距離の場合	12m以下												
上記以外および剛体トロリーの場合	6m以下												
断面積1cm ² 以上	2.5m以下												
断面積1cm ² 未満	1.5m以下												
断面積500mm ² 未満の場合	2m以下※1												
電線相互の間隔	<table><tr><td>水平配列の場合</td><td>14cm以上</td></tr><tr><td>上記以外の場合</td><td>20cm以上</td></tr><tr><td>断面積1cm²未満で支持間隔1.5m以下</td><td>6cm以上</td></tr><tr><td>断面積1cm²以上で支持間隔2.5m以下</td><td>6cm以上</td></tr><tr><td>使用電圧150V以下で乾燥した場所において、支持間隔0.5m以下、かつ定格60A以下の過電流遮断器をつけるとき</td><td>3cm以上</td></tr></table>	水平配列の場合	14cm以上	上記以外の場合	20cm以上	断面積1cm ² 未満で支持間隔1.5m以下	6cm以上	断面積1cm ² 以上で支持間隔2.5m以下	6cm以上	使用電圧150V以下で乾燥した場所において、支持間隔0.5m以下、かつ定格60A以下の過電流遮断器をつけるとき	3cm以上	12cm以上	
水平配列の場合	14cm以上												
上記以外の場合	20cm以上												
断面積1cm ² 未満で支持間隔1.5m以下	6cm以上												
断面積1cm ² 以上で支持間隔2.5m以下	6cm以上												
使用電圧150V以下で乾燥した場所において、支持間隔0.5m以下、かつ定格60A以下の過電流遮断器をつけるとき	3cm以上												
造営材との離隔距離	<table><tr><td>湿気の多い場所または水気のある場所</td><td>4.5cm以上</td></tr><tr><td>その他の場所</td><td>2.5cm以上</td></tr></table>	湿気の多い場所または水気のある場所	4.5cm以上	その他の場所	2.5cm以上	4.5cm以上	接触しないこと						
湿気の多い場所または水気のある場所	4.5cm以上												
その他の場所	2.5cm以上												
他の配線・配管との離隔距離	30cm以上	30cm以上	10cm以上										
碍子の構造	絶縁強化木または絶縁性、難燃性および耐水性のあるもの												
屋側、または屋外	床面上の高さ	屋内に準ずる		全般にわたり、屋内に施設する場合に準ずるほか、絶縁トロリー線に水が侵入してたまらないように施設しなければならない。 ダクト内その他の隠蔽場所に施設するときは、当該隠蔽場所は点検でき、かつ水がたまらないように施設したものでなければならない。									
	建造物との離隔距離	同 上											
	電線の太さ	同 上											
	支持点の構造	同 上											
	支持点の距離	同 上											
	電線相互の間隔	<table><tr><td>水平配列の場合</td><td>14cm以上</td></tr><tr><td>上記以外の場合</td><td>20cm以上</td></tr><tr><td>断面積1cm²未満で支持間隔1.5m以下</td><td>6cm以上※2</td></tr><tr><td>断面積1cm²以上で支持間隔2.5m以下</td><td>6cm以上※2</td></tr></table> ※2.雨露にさらされる場所では12cm以上	水平配列の場合		14cm以上	上記以外の場合	20cm以上	断面積1cm ² 未満で支持間隔1.5m以下	6cm以上※2	断面積1cm ² 以上で支持間隔2.5m以下	6cm以上※2		
	水平配列の場合	14cm以上											
上記以外の場合	20cm以上												
断面積1cm ² 未満で支持間隔1.5m以下	6cm以上※2												
断面積1cm ² 以上で支持間隔2.5m以下	6cm以上※2												
造営材との離隔距離	4.5cm以上												
共通	開閉器および過電流遮断器	低圧接触電流に電気を供給するための回路には、専用の開閉器および過電流遮断器を施設しなければならない。 開閉器は低圧接触電線に近い箇所において容易に開閉できること。 過電流遮断器は各極（多線式電路の中性極を除く）に施設すること。											

